

令和 7 年春期論文博士外国語試験実施要項

浜松医科大学大学院医学系研究科

1. 受験資格

2 年以内に論文を提出し学位の申請資格を得る予定の者に限る。

2. 受験資格の確認

学位論文審査実施要項第 2 の 1 項 (2) 号により受験を希望する者は、事前に受験資格の確認を行うので、あらかじめ外国語試験受験資格審査請求書 (別紙様式 1) を、令和 6 年 1 1 月 1 4 日 (木)までに本学学務課大学院係へ提出すること。

3. 出願手続

1) 出願書類受付期間

令和 6 年 1 2 月 2 0 日 (金) ～ 令和 6 年 1 2 月 2 6 日 (木)

2) 出願書類

本学所定の論文博士外国語試験受験申請書 (別紙様式 2) に必要事項を記入し、指導教員の認印を受け、受験票と併せて本学学務課大学院係へ提出すること。

※受験票の様式は学務課大学院係にて交付する。

※受験票には写真 (4 cm×3 cm、受験申請書と同じサイズ) が 1 枚必要。

4. 試験期日及び試験場

1) 試験期日 令和 7 年 2 月 8 日 (土) 9 : 0 0 ～ 1 2 : 3 0

2) 試験場 浜松医科大学講義実習棟

5. 試験科目等

1) 英語及び専門英語

ただし、外国人留学生等にあつては口述試験を受験すること。

2) 試験に際しては、辞書 (電子辞書は不可) の持込みを認める。

6. 合格発表

令和 7 年 3 月 1 0 日 (月) 午前 1 0 時 (予定)、合格者には指導教員を通じて速やかに文書で通知するとともに、本学ホームページ上に合格者の受験番号を掲示する。

(URL: <https://www.hama-med.ac.jp/>)

7. その他

1) 受験申請書等の交付場所

浜松医科大学学務課 (講義実習棟 1 階)

2) 出願書類を郵送する場合は、書留速達とし、封筒の表に「論文博士外国語試験受験申請書 在中」と朱書きすること。

送付先 〒431-3192 浜松市中央区半田山一丁目 2 0 番 1 号

浜松医科大学学務課大学院係

3) 照会先 電話 053-435-2204

E-mail daigakuin@hama-med.ac.jp

4) 試験は原則として秋期の 1 回とし、大学院医学系研究科医学専攻 (博士課程) 入学試験と併せて実施する。なお、大学院医学系研究科医学専攻 (博士課程) 入学試験において追加の募集を行う場合は、春期の試験を入学試験と併せて実施する。

浜松医科大学大学院医学系研究科学位論文審査実施要項（抜粋）

第2 論文提出による学位論文審査の申請

1 申請者の資格

規程第5条第2項の規定に基づき学位論文審査の申請をすることができる者は、次の各号の一に該当し、かつ医学に関する研究歴を有し、申請時において、本学が行う論文博士外国語試験（以下「外国語試験」という。）に合格して5年以内であり、外国語に関する学力の確認（以下「外国語試験」という。）が得られ、本学の常勤の教員、医員又は研究生等として研究に従事しているものとする。

- (1) 大学の医学、歯学又は修業年限6年の獣医学、薬学を履修する課程を卒業した者で、5年以上の研究歴を有する者
- (2) 前号の課程以外の大学の課程を卒業した者で、7年以上の研究歴を有する者
- (3) その他浜松医科大学大学院医学系研究科医学専攻教授会（以下「大学院医学専攻教授会」という。）が前各号と同等以上と認めた者

2 前項各号の研究歴とは、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 大学又は医学に関連のある国公立の研究所、研究施設等の研究機関において常勤の教員又は研究員として研究に従事した期間
 - (2) 大学院を退学した者の場合は、大学院に在学した期間又は専攻科に在学した期間
 - (3) 大学又は医学に関連のある国公立の研究所、研究施設等の研究機関の研究生として研究に従事した期間
 - (4) 大学の医学部附属病院において、診療助教、医員又は非常勤医師として研究に従事した期間。ただし、非常勤医師については研究業績及び勤務時間等を踏まえ、研究に従事した期間に相当する期間
 - (5) 本学と民間等共同研究取扱規程等の制度に基づく共同研究において、研究に従事した期間
 - (6) その他大学院医学専攻教授会において、医学に関する研究に従事したと認定された期間
- 3 他の研究機関等における研究を論文として提出する場合は、これを紹介論文とし、その申請資格は、前2項を参考とし、大学院医学専攻教授会で審議する。
- 4 その他1項にかかわらず、規程第5条第2項の規定に基づき学位論文を提出することができる者については、別に定める。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行し、平成28年4月1日以降に申請のあった審査から適用する。

附 則(平成28年7月13日要項第54号)

- 1 この要項は、平成28年7月13日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 第2の1項に規定する外国語試験合格の有効期限及び第2の5項(15)に規定する書類については、平成29年春期外国語試験より適用する。
- 3 平成27年度以前に外国語試験に合格している者の研究歴の取扱いは、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

注) 第2の5項(15)に規定する書類＝外国語試験合格通知書の写し